江戸川区立第三松江小学校　人権教育全体計画

人権教育に関する指導の実態把握

・登校時のあいさつ指導での見守り

・いじめアンケート調査による実態把握

目標策定の方針

自ら考え、判断・行動・表現できる子の育成

・各種コアプラン

・生活モラル

・SNSモラル

・学習モラル

教職員の研修

・教育委員会等の研修会に参加した者による研修会

・児童理解のための校内研修会の実施

校種間の連携

・中学校との情報交換・連携

・交流活動や体験授業の実施

・幼稚園、保育園との情報交換・連携

家庭・地域との連携

・保護者会や学校相談を通じて児童理解を深めあう。

・学校運営協議員の方との情報交換を通して連携を図る。

人権教育の年間指導計画のための方針

・児童の望ましい人間関係の育成のために、授業において、児童がかかわり合う学習活動を行うようにし、ともに学び合うことの大切さを実感することのできる指導を展開する。

・特別な教科道徳や特別活動、総合的な学習の時間を中心に関連的な指導を図る。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

・自他の人権を尊重し、人権課題を解決するために必要な概念に関する知識（知識的側面）

・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度（価値的・態度的側面）

・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション能力（技能的側面）

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

・思いやりの心を育み、いじめ、不登校の未然防止と迅速・適切な対応の徹底を図る。

・子供の欠点ばかりを指摘するのではなく、良い点を認め、励ます中で子供を育てる。

目指す児童像

・見知った人に対して自分からあいさつができる。

・集団の一員としての自覚と相手の立場に立って考えることができる。

人権教育の目標

・思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身につけた児童を育成する。

学校の教育目標

・考える子

・思いやりのある子

・元気な子

人権に関する法令

・日本国憲法

・教育基本法

・学習指導要領

・人権教育及び人権啓発の推

進に関する法律

・人権教育・啓発に関する基

本計画

・東京都人権施策推進指針

・東京都教育委員会の教育目

標及び基本方針

・人権教育の指導方法等の在り方について

・児童の権利に関する条約等

教科等の指導

・どの子にも授業の中で「できた喜び」「学ぶ喜び」を体験させるために、子供たちの実態に合った指導計画を作成する。

日常的な指導

・人間関係づくりの基本となる「あいさつ・返事・正しい言葉づかい」の徹底を図る。

学年・学級経営

・子供を深く理解するための一人一人の子供への「言葉かけ」や「ふれあい」を大切にする。

・分かる喜び・できる喜びを味わえる授業をする。

・生活指導を充実させる。